様式第１７号（第１５条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

渋川市長

許可しない旨の通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった太陽光発電設備設置の許可申請について、下記のとおり許可しないことを通知します。

記

１　事業名

２　事業区域の所在　　渋川市

３　事業区域の面積　　　　　　　　　　　㎡

４　不許可とする理由

（教示）

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に渋川市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、渋川市を被告として（訴訟において渋川市を代表する者は渋川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、 この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。